



平成21年 2月 9日

各 位

昭 和 電 工 株 式 会 社
代 表 者 取 締 役 社 長 高 橋 恭 平
(コード番号 4004 東証第1部)
問 合 せ 先 執 行 役 員 IR・広 報 室 長
佐 藤 勝 信
TEL. 03-5470-3235

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成21年3月27日開催予定の第100回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 薬事法に対応した用語に変更するものであります。(変更案第3条)
- (2) 当社グループの事業目的を明確化するため、目的を追加するものであります。(変更案第3条)
- (3) 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第88号)が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、同法附則第6条第1項の規定により廃止されたものとみなされている当会社株式に係る株券を発行する旨の定めを削除するとともに、株券の不発行、実質株主に係る規定の変更を行い、併せて一部字句の修正、条数の変更等、その他の所要の変更を行うものであります。(現行第7条、変更案第8条乃至第10条、第18条、第40条、第41条、附則)

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成21年3月27日
定款変更の効力発生日	平成21年3月27日

以 上

定款変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
(商号)	(商号)
第1条	第1条
(条文省略)	(現行どおり)
(本店)	(本店)
第2条	第2条
(目的)	(目的)
第3条 当社は次の事業を営むことを 目的とする。	第3条 当社は次の事業を営むことを 目的とする。
1. 次の製品の製造、売買および輸 出入	1. 次の製品の製造、売買および輸 出入
(1)	(1)
(条文省略)	(現行どおり)
(3)	(3)
(4) 医薬品、医薬部外品、動物用 医薬品および医療用具	(4) 医薬品、医薬部外品、動物用 医薬品および医療機器
(5)	(5)
(条文省略)	(現行どおり)
(11)	(11)
2.	2.
(条文省略)	(現行どおり)
8.	8.
(新設)	9. <u>損害保険代理業および生命保険 の募集に関する業務</u>
(新設)	10. <u>損害保険会社に対する特定金融 商品取引業務の委託の斡旋およ び支援</u>
9.	11.
(条文省略)	(現行どおり)
10.	12.
(機関)	(機関)
第4条	第4条
(条文省略)	(現行どおり)
(公告方法)	(公告方法)
第5条	第5条

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、33億株とする。</p> <p><u>(株券の発行)</u> 第 7 条 <u>当社の株式については、株券を発行する。</u></p> <p>(自己の株式の取得) 第 8 条 当社は、会社法第165条第 2 項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる。</p> <p>(単元株式数および単元未満株式の取扱い) 第 9 条 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>② <u>当社は、第 7 条の規定にかかわらず、単元株式数に満たない株式（以下「単元未満株式」という。）に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>③ <u>当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u>は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p>(単元未満株式についての権利) 第10条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会社法第189条第 2 項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第 1 項の規定による請求をする権利 	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第 6 条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(自己の株式の取得) 第 7 条 (現行どおり)</p> <p>(単元株式数および単元未満株式の取扱い) 第 8 条 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>(削除)</p> <p>② 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する<u>単元株式数に満たない株式（以下「単元未満株式」という。）</u>の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p>(単元未満株式についての権利) 第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会社法第189条第 2 項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第 1 項の規定による請求をする権利

現 行 定 款	変 更 案
<p>3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権割当てを受ける権利</p> <p>4. 前条第<u>3</u>項に定める請求をする権利</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第<u>11</u>条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>③ 当社の株主名簿<u>(実質株主名簿を含む。以下同じ。)</u>、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>の作成ならびに備置きその他の株主名簿、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>第<u>12</u>条 (条文省略) 第<u>18</u>条</p> <p>(大規模買付行為に関する対応方針)</p> <p>第<u>19</u>条 当社は、取締役会決議により、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上のため、当社の株式の大規模買付行為に関する対応方針(以下「対応方針」という。)の導入、変更または廃止を決定することができる。</p>	<p>3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権割当てを受ける権利</p> <p>4. 前条第<u>2</u>項に定める請求をする権利</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第<u>10</u>条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>③ 当社の株主名簿<u>および新株予約権原簿</u>の作成ならびに備置きその他の株主名簿<u>および新株予約権原簿</u>に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>第<u>11</u>条 (現行どおり) 第<u>17</u>条</p> <p>(大規模買付行為に関する対応方針)</p> <p>第<u>18</u>条 当社は、取締役会決議により、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上のため、当社の株式の大規模買付行為に関する対応方針(以下「対応方針」という。)の導入、変更または廃止を決定することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>② 当会社の株主総会は、法令および本定款に別段の定めがある事項をその決議により定めるほか、取締役会が定めた対応方針を承認する旨の決議および既に導入された対応方針を変更または廃止する旨の決議を行うことができる。かかる承認の決議、変更および廃止の決議は、本定款第17条第1項に定める決議によるものとする。</p>	<p>② 当会社の株主総会は、法令および本定款に別段の定めがある事項をその決議により定めるほか、取締役会が定めた対応方針を承認する旨の決議および既に導入された対応方針を変更または廃止する旨の決議を行うことができる。かかる承認の決議、変更および廃止の決議は、本定款第16条第1項に定める決議によるものとする。</p>
<p>③ (条文省略)</p>	<p>③ (現行どおり)</p>
<p>第20条 (条文省略)</p>	<p>第19条 (現行どおり)</p>
<p>第40条</p>	<p>第39条</p>
<p>(期末配当の支払) 第41条 期末配当は、基準日の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して交付する。</p>	<p>(期末配当の支払) 第40条 期末配当は、基準日の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者に対して交付する。</p>
<p>(中間配当の支払) 第42条 当社は、取締役会の決議により、基準日の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して中間配当(会社法第454条第5項による剰余金の配当をいう。)をすることができる。</p>	<p>(中間配当の支払) 第41条 当社は、取締役会の決議により、基準日の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者に対して中間配当(会社法第454条第5項による剰余金の配当をいう。)をすることができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>附則 (株券喪失登録簿)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第1条 <u>当会社の株券喪失登録簿の作成ならびに備置き、その他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>(附則の取扱い)</p> <p><u>第2条</u> <u>附則第1条乃至第2条は株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第88号)の施行日から1年を経過した日をもって削除するものとする。</u></p>

以 上